

畜産業振興事業の実施について

	平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1
一部改正	平成16年4月1日付け15農畜機第3102号
一部改正	平成16年12月21日付け16農畜機第3764号
一部改正	平成17年4月1日付け16農畜機第5526号
一部改正	平成18年4月1日付け18農畜機第1113号
一部改正	平成18年8月1日付け18農畜機第1834号
一部改正	平成19年4月1日付け19農畜機第172号
一部改正	平成20年4月1日付け20農畜機第187号
一部改正	平成20年7月1日付け20農畜機第1537号
一部改正	平成21年1月27日付け20農畜機第4156号
一部改正	平成21年4月1日付け21農畜機第298号
一部改正	平成21年6月3日付け21農畜機第1198号
一部改正	平成22年5月17日付け22農畜機第583号
一部改正	平成23年5月25日付け23農畜機第737号
一部改正	平成24年4月1日付け24農畜機第181号
一部改正	平成24年4月27日付け24農畜機第513号
一部改正	平成24年5月28日付け24農畜機第944号
一部改正	平成25年3月19日付け24農畜機第5045号
一部改正	平成25年8月22日付け25農畜機第2188号
一部改正	平成26年3月31日付け25農畜機第5367号
一部改正	平成27年1月14日付け26農畜機第4313号
一部改正	平成27年2月16日付け26農畜機第4899号
一部改正	平成27年4月1日付け26農畜機第5844号
一部改正	平成28年3月31日付け27農畜機第5758号
一部改正	平成28年5月9日付け28農畜機第869号
一部改正	平成28年10月7日付け28農畜機第3477号
一部改正	平成29年3月16日付け28農畜機第6262号
一部改正	平成29年11月6日付け29農畜機第4125号
一部改正	平成30年3月30日付け29農畜機第7047号
一部改正	平成30年5月25日付け30農畜機第1311号
一部改正	平成30年12月28日付け30農畜機第5296号
一部改正	平成31年3月29日付け30農畜機第7756号
一部改正	令和2年3月30日付け元農畜機第7977号
一部改正	令和3年3月29日付け2農畜機第7224号

- 一部改正 令和3年6月29日付け3農畜機第1864号
- 一部改正 令和4年3月30日付け3農畜機第6504号
- 一部改正 令和5年3月31日付け4農畜機第7303号
- 一部改正 令和6年3月29日付け5農畜機第8740号

独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成15年農林水産省令第103号。以下「機構法施行規則」という。）第1条に規定する事業（機構法施行規則附則第3条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法施行規則（平成8年農林水産省令第49条）第2条に規定する事業（指定助成対象事業）を含む。以下「畜産業振興事業」と総称する。）に係る採択基準、評価、留意事項等については、この規程に定めるところによる。

1 事業実施主体

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から畜産業振興事業に係る補助金の交付を直接受ける者（以下「事業実施主体」という。）は、機構法施行規則第1条に規定する団体等のうち、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が事業ごとに定める実施要綱（以下「要綱」という。）に規定する者とする。

2 事業の実施期間

事業の実施期間は、単年度に完了することを原則とする。ただし、理事長が別に定める事業にあつては、理事長が当該事業ごとに定める期間を事業実施期間とする。

3 事業実施計画に係る手続

- (1) 事業実施計画に係る手続については、事業ごとの要綱によるものとし、都道府県知事及び農林水産省地方農政局長（北海道にあつては農林水産省消費・安全局長又は農林水産省畜産局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）の関与については、「畜産業振興事業の適正な実施について」（平成15年10月1日付け15生畜第2905号農林水産省生産局長通知）によるものとする。
- (2) 事業の実施期間が、2のただし書により2年度以上に亘る事業にあつては、当該年度の事業実施計画と併せ全体事業実施計画を作成するものとする。

4 施設整備事業の採択基準

(1) 費用対効果分析による採択

施設整備事業のうち別表第1に掲げる施設整備事業の採択は、事業ごとの要

綱によるもののほか、整備する施設ごとに次のア及びイに従って費用対効果分析によって行うこととする。

ア 費用対効果分析による採択基準については、事業実施主体又は当該事業実施主体から補助又は貸付を受けて事業を実施する者（以下「事業実施主体等」という。）が、以下の算式により算出した投資効率が1.00を上回っていることとする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合については、この限りではない。

$$\text{投資効率} = \{ (\text{年総効果額} \div \text{還元率}) - \text{廃用損失額} \} \div \text{総事業費}$$

- ① 年総効果額は、評価対象事業（別表第2に掲げる事業）の年総効果額算出方法により算出された各効果額の総額とする。
- ② 各効果額並びに還元率、廃用損失額及び総事業費については、別紙により算出し、別記様式第1号に記載して事業実施計画書に添付するものとする。

イ 事業採択後における事業費の増減に伴う事業実施計画の変更承認申請についても、変更後の計画に従い費用対効果分析を行い、投資効率が1.00を上回る場合に理事長は承認を行うものとする。

なお、事業実施計画の変更承認申請の必要のない事業実施計画の変更についても、投資効率が1.00を上回るよう措置するものとする。

(2) コスト分析等による採択

施設整備事業のうち別表第3に掲げる事業の採択は、事業ごとの要綱によるもののほか、整備する施設ごとにコスト分析等によって行うこととし、コスト分析等による採択基準については、別表第3の施設、器具、機材等を整備する場合、それぞれの基準額を上回っていないこととする。

ただし、事業の特殊性等により別表第3の基準額を上回る場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画等に記載するものとする。

5 事業の採択に当たってのその他の基準等

(1) コスト分析等の実施

畜産業振興事業の採択に当たっては、事業ごとの要綱によるもののほか、コスト分析等によって行うこととし、コスト分析等による採択基準については、別表第4の事業共通経費についてそれぞれの基準額を上回っていないこととする。

ただし、事業の特殊性等により別表第4の基準額を上回る場合は、基準内で

の実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を事業実施計画に記載するものとする。

(2) 目標設定の実施

次の事業内容（新規事業は除く。）のものについては、それぞれに達成すべき成果目標に係る具体的数値目標が設定されていることとする。

ア 研修等の知識・技術の習得のための事業内容にあつては、参加者の習得度（試験等による習得度の把握）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

イ 普及・啓発のための事業内容にあつては、普及・啓発の事項についての事業参加者の認知度等（アンケートによる認知度の把握等）。ただし、全国規模で実施されるものに限る（全国規模とは、事業実施主体が、全国の区域を対象として実施するものをいう。）。

6 事後評価の実施

(1) 事後評価の実施年（時期）

事後評価は4の（1）により採択された事業について、事業が完了した年度（複数年度に亘って実施される事業については、最終年度）の翌年度から起算して、3年を経過したものを対象として実施する。

ただし、事業実施主体等からの申請により、畜産物の需給の大幅な変動等により事後評価を適切に行うことが困難なもの等、理事長が認めた場合にあつては、おおむね5年を経過した年度に実施することができるものとする。

(2) 実績値による費用対効果分析

事業実施主体等は、4の（1）に準じて、別記様式第1号に（1）の評価を実施する年度の前年度の実績値により費用対効果分析を実施することとする。

(3) 事業実施計画の変更のあった場合の事後評価

事業採択後、事業実施計画が変更された場合には、変更後の計画と比較して評価を行うこととする。

(4) 投資効率乖離等の要因分析

事業採択時の投資効率と実績値による投資効率が20パーセント以上乖離している事業又は実績値による投資効率が1.00以下の事業については、別記様式第1号の1の（3）に基づき、その要因について分析を行うこととする。

(5) 事後評価に係る報告

事業実施主体等は、事後評価の結果については別記様式第5号により当該事後評価を実施する年の6月30日までにそれぞれの事業の要綱に定める事業

実施計画の承認申請の手順に準じて理事長に報告する。

(6) 事業の改善

ア 事業実施主体等は、事後評価の結果、投資効率が1.00以下の場合、当該都道府県の指導のもと、17の(1)の規定に準じて改善策を作成し、理事長に報告するものとする。

イ 機構は、事業実施主体等に対し、改善策を達成するための指導を行う。

7 事業実施主体による事業の評価

事業実施主体（加工原料乳生産者経営安定対策事業の事業実施主体となった酪農事業者（加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－6）第1の2に規定する酪農事業者をいう。）を除く。以下この項において同じ。）は、別表第1に掲げる事業を除く畜産業振興事業を実施しようとする場合は、次により事業効果の評価を行うものとする。

(1) 評価計画の作成

事業実施主体は、別記様式第6号の事業効果に関する評価計画書を作成し、事業実施計画承認申請書又は補助金交付申請書に添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、5の(2)の目標設定の対象とする事業内容を含む事業については、達成すべき成果目標に係る具体的目標数値を記入することとする。

(2) 評価実績の提出

事業実施主体は、実績報告書を提出するに当たっては、(1)に評価結果を記載した事業効果に関する評価実績書を添付の上、理事長に提出するものとする。

なお、目標設定の対象とする事業内容については、設定した数値目標に対する達成の程度について、事業実施主体が自ら評価を行うこととする。

8 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

畜産業振興事業を実施する事業実施主体等は、『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」（令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）Ⅱ5（1）に基づき、最低限行うべき環境負荷低減の取組を実践するものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

9 飼料自給率の向上

別表第6の事業を実施する事業実施主体等は、「畜産関連事業における飼料

自給率向上計画の策定について」（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 生畜第 2867 号 農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率の向上が図られるよう努めるものとし、その取組内容は事業ごとの要綱に定めるものとする。

1 0 家畜共済への積極的な加入促進

事業実施主体は、別表第 7 の事業を実施しようとする場合は、事業の参加者に対して農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく家畜共済への積極的な加入を促すものとする。

1 0 の 2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

別表第 8 の事業を実施する事業実施主体等は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、対象事業に参加しようとする畜産経営を営んでいる者又は畜産経営を営んでいる者を含む集団（組合等）に属する畜産経営を営んでいる者であって、配合飼料を利用し令和 4 年度に配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 303 号農林事務次官依命通知）第 2 の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者が、引き続き令和 5 年度において契約を締結していることを確認するものとし、その取組内容は事業ごとの実施要綱又は事業実施主体が作成する実施要領に定めるものとする。

1 1 事業の適正な執行の確保

（1）第三者の意見の聴取

理事長は、畜産業振興事業の適正な執行を確保するため、事業の実施手続及び状況等について、理事長が別に定めるところにより、第三者（畜産業振興事業の関係者以外の者をいう。）の意見を聴取し、その意見を畜産業振興事業の運営に反映させるものとする。

（2）不正行為に対する是正措置等

ア 理事長は、畜産業振興事業の事業実施主体等又は委託先その他の関連事業者（以下「事業実施者」という。）が畜産業振興事業の実施に当たって不正な行為をした場合には、当該事業の事業実施主体に対して当該不正行為に関する発生原因の解明を含む再発防止のための是正措置その他適切な措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるよう求めることができるものとする。

イ 当該事業の事業実施主体は、自ら又は事業実施者が是正措置等を講じた場合には、理事長に報告するものとする。

ウ 理事長は、報告のあった是正措置等の内容が畜産業振興事業の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業実施主体に対し助言・指導を行うものとする。

エ 理事長は、当該事業実施主体に助言・指導をしてもなお、是正が認められない場合には、事業の適正な執行を確保するための必要な勧告を行うものとする。

オ 理事長は、当該事業実施主体にアの是正措置等を求めた日から、十分な内容の是正措置等が講じられたと認めるまでの間において、当該事業実施者を畜産業振興事業の対象としないことができるものとする。

(3) 補助金の交付停止措置

理事長は、別に定めるところにより、畜産関係法令その他の法令への違反行為をした者に対し、補助金の交付を停止する措置を講じることができるものとする。

(4) 暴力団の排除

理事長は、事業実施者（代表者又は役員等を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者であることが判明した場合には、当該事業の事業実施主体に対して、補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還を命ずることができるものとする。

1 2 一般的事業実施基準及び留意事項

(1) 補助事業費は、別添1の規定並びに当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致したものでなければならないものとする。

(2) 事業費の低減を図るため適切と認められる場合には、直営施行を積極的に推進することとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施工を補助の対象とすることができ、又は当該直営施行に係る資材のみを補助の対象とすることができるものとする。

(3) 自力若しくは他の補助によって実施中の事業又は既に完了した事業を畜産業振興事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

(4) 補助の対象とする共同利用機械施設は、新品、新築又は新設による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認める場合は、古品・古材若しくは間伐材の利用に係る事業又は増築、改築、併設若しくは合体の事業を補助の対象として積極的に推

進するものとする。

- (5) 補助の対象とする共同利用機械施設は、原則として耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- (6) 事業ごとの要綱の規定に基づき飼料基盤の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費を補助対象とするときは、土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱（昭和38年3月23日付け38農地第251号（設）農林省農地局長通知）の定めるところに準じて行うものとする。
- (7) 個人施設若しくは目的外使用のおそれの多いもの又は事業効果の少ないものは、補助の対象としないものとする。
- (8) 補助事業は、厳正適格な実施を期するとともに、事業の目的が十分に達成されるよう事業完了後における経営管理に必要な措置を講ずるものとする。
- (9) 事業の実施に当たっては、事業に係る工程が明らかとなる仕様書、積算資料、図面、写真及び作業記録簿並びに資材購入等に要する経費が明らかとなる書類を整備し、保管するものとする。

なお、前段に基づき作成、整備及び保管すべき関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

- (10) 施設整備の補助に係る契約については、「補助金等予算執行事務に関する適正化措置について」（平成9年5月9日付け9経第895号農林水産省大臣官房経理課長通知）に準じて、契約の手續等の一層の公正性、透明性等が図られるよう下記事項に留意するものとする。

ア 契約者の選定については、その公正性が確保されるよう、契約規模、契約内容、関係者との協議等について基準を定める等の措置を図ること。

イ 契約に際しては、経済的及び効率的な事務執行を図る観点から、緊急を要する特段の理由がある場合を除き、原則として競争による契約方法を履行すること。

なお、緊急を要する特段の理由がある場合を適用し、競争による契約方法以外の方法を履行する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第4号により理事長に届け出るものとする。

また、消費税及び地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」という。）を除き50万円未満の比較的安価な機械器具の導入に当たっては「特段の理由がある場合」を適用し、必要に応じ、随意契約等の方法により履行することができるものとする。

ウ 競争契約による入札結果については、全入札者及び入札金額を、随意契約にあつては、契約の相手方及び契約金額を、閲覧の方法により公表すること。

エ 事業実施主体等が締結する工事契約においては、一括下請負の禁止についての契約条項を条文に明記すること。

- (1 1) 事業の実施に当たり、土地改良法（昭和24年6月6日法律第195号）に基づく施行認可、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和3年法律第34号）等に基づく確認又は農地法（昭和27年7月15日法律第229号）に基づく転用の許可等を必要とするときは、事業実施主体等は、関係法規の定めるところにより、当該許認可等を得るものとする。
- (1 2) 施設整備事業の事業実施計画の作成、事業執行等に当たっては、「建設業の働き方改革の推進について」（平成30年3月22日付け国土入企第31号国土交通省土地・建設産業局長通知）の内容に留意するものとする。

1 3 着工又は着手について

- (1) 施設整備事業の着工（機械の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある、当該事業について事業の内容が的確である場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着工届を別記様式第2号-1により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。
- (2) 施設整備事業以外の事業の着手についても、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着手する場合には、事業実施主体等は、あらかじめ、必要に応じて都道府県の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した補助金交付決定前着手届を別記様式第2号-2により、要綱に規定する交付申請書の提出の手順に準じて理事長に提出するものとする。
- (3) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、交付決定までのあらゆる損失等について、自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- (4) (1) 又は (2) のただし書により交付決定前に着工又は着手する場合、事業実施主体等は、補助金の交付が確実である旨の理事長からの文書による通知を受けて届出を行うものとする。
- (5) 都道府県知事は、(1) 又は (2) のただし書による交付決定前着工又は着手のうち、都道府県の指導を要するものについて、その理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着工又は着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、当該事業が適正に行われるようにするも

のとする。

- (6) 事業実施主体等の長は、交付決定前着工又は着手を実施した場合は、補助金交付申請書に着工又は着手年月日等を記載するものとする。

1 4 機械施設等の管理運営

- (1) 理事長は、事業実施主体等が、この事業によって整備された共同利用機械施設等を事業実施計画等に従って適正に管理運営し、これにより個々の事業の目的が達成されるよう指導するとともに、その状況の把握に努めるものとする。

- (2) 畜産業振興事業により導入された機械施設の管理運営は、農業協同組合（以下「農協」という。）及び農業協同組合連合会（以下「農協連」という。）が事業実施主体等である場合にあっては営農集団に、委託できるものとする。

- (3) 増築、模様替え等に伴う手続

畜産業振興事業によって取得し、又は効用の増加した施設等の移転、更新又は主要機能の変更を伴う増築及び模様替え等を当該施設の耐用年数期間内に行う場合は、事業実施主体等は、あらかじめ別記様式第3号により理事長にこれを届け出て、その指示を受けるものとする。

- (4) 畜産業振興事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「補助対象財産」という。）は、当該財産を整備した事業実施主体又は間接補助事業者に帰属するものとする。なお、当該財産の管理及び処分等にあつては、当該事業実施主体等は次に掲げる制限を遵守するものとする。

ア 事業終了後も善良な管理者の注意をもって常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、補助金交付の目的に従って効率的運用を図らなければならない。

イ 当該補助対象財産に係る補助金交付を受けた翌年度から起算して独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分期間（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）において、理事長の承認を受けずに補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。

- (5) 補助対象財産を処分制限期間内に処分しようとする場合は、別添2の規定に基づき、適正に行うものとする。

- (6) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「補助金適正化法施行令」という。）第13条第4号の規定に基づく理事長が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格（消費税等相当額を含まない。）が50万円以上の機械及び器具とする。

(7) 補助金適正化法施行令第13条第5号の規定に基づく理事長が定める財産は、以下に掲げるものとする。

- ア 取得価格又は効用の増加価格（消費税等相当額を含まない。）が50万円以上のソフトウェア
- イ 牛及び豚

1.5 特許権等の帰属

(1) 事業実施主体等への帰属条件

畜産業振興事業の実施により、畜産業振興事業の成果に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合、当該特許権等は、当該事業の事業実施主体等に帰属し、当該事業実施主体は次に掲げる条件を遵守するものとする。

ア 事業実施主体等は、当該特許権等を出願又は取得したときは、その都度、別記様式第7号により遅滞なく（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長に報告するものとする。ただし、畜産業振興事業の実施により作成した調査報告、パンフレット、普及冊子、手引書等に係る著作権の取得の報告期限については、事業ごとの要綱に定める事業実績報告書、基金管理状況報告等の提出期限までとすることができるものとする。

イ 事業実施主体等は、当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、機構が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾するものとする。

ウ 事業実施主体等は、イに基づき機構が当該特許権等を相当期間活用していないことについて理由を求めたときは、遅滞なく（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長にその理由を提出するものとする。

エ 事業実施主体等は、事業実施期間中及び事業終了後5年間において、当該特許権等の全部又は一部について譲渡、利用の許諾等をしようとする場合は、事前に（間接補助事業者にあつては、事業実施主体を経由して）理事長の承認を受けるものとする。この場合、事業実施主体等は、当該譲渡、利用の許諾等を受ける者と対価の支払等を含む契約を締結するものとし、これにより相当の利益を得たと認められた場合には、事業ごとの要綱に定

めるところにより当該収益の全部又は一部を機構に納付するものとする。

(2) 事業受託者との十分な協議等

事業実施主体等と当事者から事業の一部を受託する者（以下「事業受託者」という。）とは、特許権等の取扱いについて、事業開始前に十分な協議・調整を行うものとする。

(3) 事業受託者への帰属条件

事業の一部を委託した場合、当該事業の成果に係る特許権等は、事業実施主体等と事業受託者との協議により、当該事業受託者に帰属させることができるものとする。この場合、事業受託者は、あらかじめ事業実施主体等に対し、(1)のアからエまでに掲げるものと同様の条件を遵守するものとし、事業実施主体等はその旨を(1)の手続に準じて理事長に報告するものとする。

(4) 機構による自由な公表

機構は、当該特許権等の出願・取得状況について、自由に公表することができるものとする。

1.6 事業の実績報告

事業実施主体等は、毎年度、事業終了後速やかに事業の実績を提出するものとする。その手続については、事業ごとの要綱によるものとする。

また、事業実施主体が間接補助金を交付する事業において、事業実施主体が、事業を完了するため、理事長が交付決定を行った年度の翌年度に間接補助金の精算払を行う必要のある場合、補助金等の予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第14条後段に規定する報告については、基金管理状況報告等をもって代えることができるものとする。

1.7 事業改善計画の作成

(1) 事業実施主体等は、16の報告に際し、各事業の実施状況について検討を行い、計画の達成が見込まれない場合は、事業の改善計画を要綱の事業実施計画等に係る規定に準じて作成の上、理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(2) 理事長は、(1)の改善計画を作成した事業実施主体等に対し、改善計画を達成するための指導を行うものとする。

1.8 基金等の管理

事業実施主体等は、畜産業振興事業の実施のために機構からの補助金の交付により造成された基金等に関しては、各事業実施要綱のほか、次の通知の定め

るところにより、適正に管理を行うものとする。

- (1) 畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準（平成19年3月28日付け18農畜機第4545号）
- (2) 「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」（平成18年4月1日付け18農畜機第23号）

1 9 電子情報処理組織による申請等

- (1) 事業実施主体は、12の(10)のイ、13の(1)、13の(2)及び14の(3)の規定による届出、別添1の1の(2)のエの(イ)の規定による報告並びに別添2の1の(1)、別添2の2の(1)及び別添2の3の(1)の規定による財産処分等に係る申請等（以下この項において「届出等」という。）については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス（以下「共通申請サービス」という。）を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により届出等を行う場合において、本規程に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- (2) 事業実施主体は、(1)の規定により届出等を行う場合は、本規程の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
- (3) 理事長は、(1)の規定により届出等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
- (4) 事業実施主体が(2)の規定により共通申請サービスを使用する方法により届出等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

附 則

この通知による規定の適用は、平成15年10月1日以降に契約する工事について適用する。

ただし、平成15年9月30日以前に契約した工事で、平成15年10月1日以降に設計変更を行うものについては、「指定助成対象事業の実施について」（平成11年7月8日付け11畜B第1003号農林水産省畜産局長通知）の例による。

附 則（平成16年4月1日付け15農畜機第3102号）

この規程の改正は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日付け16農畜機第3764号）

この規程の改正は、平成16年12月21日から施行する。

附 則（平成17年4月1日付け16農畜機第5526号）

- 1 この規程の改正は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 第1の7の事後評価の適用事業は、改正前の第1の5により平成12年度以降に採択された事業（総事業費が5,000万円を下回るもの及び器具・機材の整備等費用対効果分析により難しいものを除く。）に適用する。

附 則（平成18年4月1日付け18農畜機第1113号）

この規程の改正は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成18年8月1日付け18農畜機第1834号）

この規程の改正は、平成18年8月1日から適用する。

附 則（平成19年4月1日付け19農畜機第172号）

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日付け20農畜機第187号）

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月1日付け20農畜機第1537号）

この規程の改正は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成21年1月27日付け20農畜機第4156号）

この規程の改正は、平成21年1月27日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付け21農畜機第298号）

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月3日付け21農畜機第1198号）

この規程の改正は、平成21年6月3日から施行する。

附 則（平成22年5月17日付け22農畜機第583号）

- 1 この規程の改正は、平成22年5月17日から施行し、平成22年4月1日から適

用する。

2 17に規定する補助金等支出明細書については、平成22年度の事業分から作成するものとする。

附 則（平成23年5月25日付け23農畜機第737号）

この規程の改正は、平成23年5月25日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月1日付け24農畜機第181号）

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月27日付け24農畜機第513号）

この規程の改正は、平成24年4月27日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月28日付け24農畜機第944号）

この規程は、平成24年5月28日から施行する。

附 則（平成25年3月19日付け24農畜機第5045号）

この規程は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成25年8月22日付け25農畜機第2188号）

この規程の改正は、平成25年8月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月31日付け25農畜機第5367号）

この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の11の（3）の規定の適用日については、事業ごとの要綱によるものとする。

附 則（平成27年1月14日付け26農畜機第4313号）

この規程の改正は、平成27年1月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成27年2月16日付け26農畜機第4899号）

この規程の改正は、平成27年2月16日から施行する。

附 則（平成27年4月1日付け26農畜機第5844号）
この規程の改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日付け27農畜機第5758号）
この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月9日付け28農畜機第869号）
この規程の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用するものとする。

附 則（平成28年10月7日付け28農畜機第3477号）
この規程の改正は、平成28年10月7日から施行し、平成28年8月16日から適用するものとする。

附 則（平成29年3月16日付け28農畜機第6262号）
この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月6日付け29農畜機第4125号）
この規程の改正は、平成29年11月6日から施行する。

附 則（平成30年3月30日付け30農畜機第7047号）
この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年5月25日付け30農畜機第1311号）
この規程の改正は、平成30年5月25日から施行し、平成30年4月1日から適用するものとする。

附 則（平成30年12月28日付け30農畜機第5296号）
この規程の改正は、平成30年12月30日から施行する。

附 則（平成31年3月29日付け30農畜機第7756号）
この規程の改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日付け元農畜機第7977号）
この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第7224号）
この規程の改正は、令和3年4月1日から施行する。

- 附 則（令和3年6月29日付け3農畜機第1864号）
- 1 この規程の改正は、令和3年7月1日から施行する。
 - 2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和4年3月30日付け3農畜機第6504号）
この規程の改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日付け4農畜機第7303号）
この規程の改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日付け5農畜機第8740号）
この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。